

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株) ワイド	長野県伊那市西町3845-1

2. 指名停止措置期間

平成26年3月31日 から 平成26年 5月30日 2ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、平成24年12月に建設コンサルタント登録規程に基づく部門登録追加申請を行った際に、常勤性の欠落した者を技術管理者として登録するため、虚偽の書面を作成し、申請書の添付書類として提出し登録を受け、平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請において、これを使用し虚偽の申請を行った。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が一般競争（指名競争）参加資格審査申請において虚偽の申請をしていたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当し、それを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2ヶ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)